

令和4年度 P T A総会要項

「 学校と親子で育む ^{きずな} 絆 と ^{あした} 未来 」

(令和4年度 P T A 活動スローガン)



本年度の P T A 総会は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、
昨年度と同様に集会形式での開催をとりやめ、書面議決による開催と
させていただきます。

四日市市立河原田小学校 P T A

令和4年度 P T A総会要項のホームページ掲載について

平素は、P T A活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年度より、総会要項の作成作業軽減とペーパーレス化を図るため、総会要項の一部を河原田小学校のホームページに掲載することにいたしました。

掲載される議案は以下の通りです。なお、第2号議案「令和3年度 会計決算報告」、第3号議案「令和4年度 役員候補者（案）」、第5号議案「令和4年度 会計予算（案）」は紙面（本冊子）にてお渡しします。個人情報を含みますので、取り扱いには十分ご注意ください。

また、従来のように「総会要項」すべてを紙面にて必要な方は、お子様を通じて配布いたしますので、学校にご連絡ください。

ページ	内容	方法
1～2	第1号議案 令和3年度 活動報告	ホームページ掲載
3	第2号議案 令和3年度 会計決算報告	紙面配布
4～5	第3号議案 令和4年度 役員候補者（案）	紙面配布
6～8	第4号議案 令和4年度 活動方針および活動計画（案）	ホームページ掲載
9	第5号議案 令和4年度 会計予算（案）	紙面配布
10	アルミ缶回収にご協力ください	ホームページ掲載
11～17	第6号議案 四日市市立河原田小学校P T A会則（案） 四日市市立河原田小学校P T A会則（内規）（案） 河原田小学校 交通安全父母の会会則（案）	ホームページ掲載
ー	河原田小学校 P T A組織図【令和4年度】	ホームページ掲載

※「学校行事予定表」は、学校より配布される「学校玉手箱」に含まれるため総会要項から除きます。

令和3年度 活動報告 No. 1

月	日	本部	日	本部(市P連等)	日	学年委員会
4	3	さくらまつり⇒中止	4	河原田小学校施設開放運営委員会 施設開放利用団体代表者会議 ⇒書面	14	新1年生学年委員決定 第1回合同委員会
	6	入学式, 新1年生学年委員決定 PTA総会要項作成、会計監査				
	9	第1回合同委員会 PTA総会・授業参観・保護者懇親会 ⇒(書面決議)				
	17	第1回学年委員会・第1回常任委員会 ⇒中止				
5	7	第1回本部役員会	6	市P連南部ブロック会議⇒中止 市P連第1回常任委員会(会長会)⇒中止 まちづくり推進委員会 総会⇒中止 三泗子未来 リーダー学習会⇒中止 「こどもをまもるいえ」設置推進団体連絡会 ⇒中止	14	河原田地区人権擁護推進協議会総会 プール清掃⇒中止
	17	第1回常任委員会⇒中止 第2回本部役員会⇒中止				
6	17	第2回常任委員会⇒中止 第3回本部役員会⇒中止	6	市P連総会 ⇒中止(書面決議)	18	三泗教育講演会 三泗教育課題別・問題別教育研究大会
	17	第2回常任委員会⇒中止 第3回本部役員会⇒中止				
8	6	青少年ネット被害・非行防止研修会 PTA環境整備作業⇒中止 PTA本部役員選出⇒本部にて抽選 第4回本部役員会⇒中止	18	三泗教育講演会 三泗教育課題別・問題別教育研究大会	18	四日市人権・同和研究大会
	17	河原田タウンミーティング				
9	11	第2回学年委員会・第3回常任委員会⇒中止 運動会前日準備⇒中止 運動会⇒延期	11	市P連常任委員会(会長会) 河原田地区まちづくり推進委員会⇒中止 広報委員会	21	第2回学年委員会⇒中止 運動会前日準備⇒中止 運動会⇒延期
	15	第2回本部役員会				
10	22	R4年度本部役員抽選 第3回常任委員会⇒中止	12	広報委員会	25	第2回合同委員会
	30	運動会				
11	14	第1回学年委員会・第4回本部役員会 すくすくの会(学校保健委員会) ⇒オンライン配信のため不参加	20	三泗子どもの未来を語る会 市P連南部ブロック会議 市P連常任委員会(会長会) 広報委員会	25	第1回学年委員会 すくすくの会(学校保健委員会) オンライン配信のため不参加
	28	学年委員選出				
12	10	第5回本部役員会	12	市P連常任委員会(会長会)	25	第2回合同委員会
	25	第2回合同委員会				
3	18	卒業式	25	新旧本部役員会		
	25	新旧本部役員会				

令和3年度 活動報告 No. 2

月	日	環境整備部	日	広報部	日	保健体育部
4				遠足の写真依頼⇒中止 印刷業者に連絡⇒中止		
5		第1回環境整備部会⇒中止 プール清掃⇒中止 第2回環境整備部会⇒中止	16	第1回広報部会⇒中止 市P連広報紙づくり研修会参加 みかん山311データ受取り⇒中止		第1回保健体育部会⇒中止 プール清掃⇒中止
6		「交通安全保護者会連合会」総会 及び研修会⇒中止		印刷業者に連絡、仮印刷受取⇒中止 第2回広報部会⇒中止 みかん山311号企画 みかん山311号訂正データ受取⇒中止 最終確認・印刷業者・依頼⇒中止		
7	12	第3回環境整備部会⇒中止 通学路交通安全キャンペーン		みかん山311号仕分け作業⇒中止 発行⇒中止		子どもの生活リズム向上研修会参加
8	18 23 6 28	課題別・問題別教育研究大会 教育講演会 交通安全親子教室⇒中止 青少年ネット被害・非行防止研修会 ⇒不参加 PTA環境整備作業⇒中止 (中止文章作成) アルミ缶運搬①	18 6 23	課題別・問題別教育研究大会 青少年ネット被害・非行防止研修会 ⇒不参加 教育講演会	18 23	課題別・問題別教育研究大会参加 教育講演会参加 「交通安全親子教室」参加⇒中止
9				運動会 写真撮影⇒延期 第3回広報部会⇒中止		第2回保健体育部会⇒中止
10			30	第1回広報部会 修学旅行撮影依頼 運動会(写真撮影)	30	運動会
11		「家庭の日」啓発・講演会参加 ⇒中止		持久走記録会 写真撮影⇒中止		持久走記録会撮影⇒中止 第3回保健体育部会⇒中止 「家庭の日」啓発・講演会参加⇒中止
12				第2回広報部会		
1	29	すくすくの会(学校保健委員会) オンライン配信のため不参加 アルミ缶運搬②		みかん山311号データ受取 すくすくの会(学校保健委員会) オンライン配信のため不参加 印刷業者へ依頼 印刷業者より仮印刷の受取		すくすくの会(学校保健委員会) オンライン配信のため不参加
2				第3回広報部会 みかん山311号訂正データ受取 印刷業者へ依頼 みかん山312号仕分け作業 発行		
3						

令和4年度 活動方針（案）

スローガン

『 がっこう 学校と おやこ 親子で はぐくむ 育む きずな 絆 と あした 未来 』

基本方針

1. よりよい学校生活を過ごせる環境づくりを目指す。
2. 家庭・学校・地域が一体となり、安心して学べる環境づくりを目指す。
3. 困難があっても、前向きに乗り越えられる力が持てるような場にする。
4. 互いの考えを尊重し合い、楽しく活動する。

令和4年度 活動計画（案） No. 1

月	本部	本部(市P連等)	学年委員会
4	新旧本部役員会 さくらまつり 入学式, 新1年生学年委員決定 会計監査 第1回合同委員会 総会要項作成 PTA総会(書面議決) 第1回本部役員会	河原田小学校施設開放運営委員会 施設開放利用団体代表者会議	新1年生学年委員決定 第1回合同委員会
5	第1回学年委員会・第1回常任委員会 第2回本部役員会	市P連南部ブロック会議 市P連第1回常任委員会(会長会) まちづくり推進委員会 総会 三泗子未来 リーダー学習会 「こどもをまもるいえ」設置推進団体連絡会	第1回学年委員会 河原田地区人権擁護推進協議会総会 プール清掃
6	第2回常任委員会 第3回本部役員会	市P連総会	
7	第3回常任委員会 第4回本部役員会	市P連南部ブロック会議 市P連第2回常任委員会(会長会)	
8	PTA環境整備作業・アルミ缶運搬 PTA本部役員選出(新役員決定) 第5回本部役員会	三泗教育講演会 三泗教育課題別・問題別教育研究大会	四日市人権・同和研究大会
9	第2回学年委員会・第4回常任委員会 運動会前日準備	市P連常任委員会(会長会) まちづくり推進委員会	第2回学年委員会 運動会前日準備
10	運動会 第6回本部役員会 第5回常任委員会		運動会
11	河原田地区人権協議会(各地区)	三泗子どもの未来を語る会 市P連常任委員会(会長会) 市P連南部ブロック会議	
12	地区委員選出		
1	第3回学年委員会・第6回常任委員会 すくすくの会 第7回本部役員会		第3回学年委員会 学年委員選出 すくすくの会
2	第8回本部役員会 第2回合同委員会	市P連常任委員会(会長会)	第2回合同委員会
3	卒業式 新旧本部役員会		

令和4年度 活動計画（案） No. 2

月	環境整備部	広報部	保健体育部
4		遠足の写真依頼 印刷業者に連絡	
5	第1回環境整備部会 プール清掃 第2回環境整備部会	第1回広報部会 市P連広報紙づくり研修会参加 みかん山312号データ受け取り	第1回保健体育部会 プール清掃
6	「交通安全保護者会連合会」総会 及び研修会	印刷業者に連絡、仮印刷受取 第2回広報部会 「みかん山312号」企画 みかん山312号訂正データ受け取り 最終確認 印刷業者・依頼	
7	第3回環境整備部会 通学路交通安全キャンペーン参加	みかん山312号仕分け作業 発行	子どもの生活リズム向上研修会参加
8	課題別・問題別教育研究大会参加 教育講演会参加 「交通安全親子教室」参加 青少年ネット被害・非行防止研修会参加 PTA環境整備作業 アルミ缶運搬① 第4回環境整備部会	課題別・問題別教育研究大会参加 青少年ネット被害・非行防止研修会参加	課題別・問題別教育研究大会参加 教育講演会参加 「交通安全親子教室」参加
9	第5回環境整備部会	第3回広報部会 運動会(写真撮影)	第2回保健体育部会
10		修学旅行写真撮影依頼	運動会
11	「家庭の日」啓発・講演会参加		第3回保健体育部会 「家庭の日」啓発・講演会参加
12		第4回広報部会	
1	アルミ缶運搬② すくすくの会(学校保健委員会)	みかん山313号データ受取 印刷業者・依頼 印刷業者より仮印刷の受取 すくすくの会(学校保健委員会)	すくすくの会(学校保健委員会)
2		みかん山313号訂正データ受取 印刷業者へ依頼 みかん山313号仕分け作業 発行	
3			

アルミ缶回収にご協力ください！



“アルミ缶回収”は、平成19年（2007年）から続けています。
学校側のバックアップもあり、環境保護（エコ、地球温暖化対策）の活動として、
また、収益活動として、地道に取り組んできました。

例年、2回に分けて、集まった缶を売りに行きます。

大きな袋にいっぱい入った缶を、軽トラに積み込むのは大変ですが、
ご協力を下さる関係者の皆さまに、改めて、御礼を申し上げます。

収益金は児童のために使おうと始めた活動です。

これまで、トランプや本、ハンドボールなどを購入してきました。
今後の購入品も、児童たちと相談しながら決めていきたいと思えます。




1缶から始める”アルミ缶回収”の活動に、ご理解とご協力をお願い致します。

*収益金の実績は、会計決算報告をご参照ください。

<ご参考>

缶の形状	350ml缶	500 ml缶	ボトル缶
1缶あたりの重さ	17g	21g	25g
何缶で1kgになるか	59缶	48缶	40缶

<アルミ缶回収の要領>

1. 回収対象…アルミ缶に限定（缶に  アルミ マークがある物）

2. 回収日…毎日

3. 回収場所…昇降口わきに設置されている袋

4. 手順

①空き缶を水でゆすぎ、缶を逆さにして水切りする。

②乾いた缶を手や足でつぶす。

③つぶした缶をビニール袋に入れて、登校時に児童に持たせる。

ビニール袋の大きさは、登校時に手に持てる程度とする。

④登校した児童は、昇降口に用意された大袋に、

ビニール袋のまま入れる。

5. お問い合わせ先…河原田小学校 ☎ 059-349-0056（PTA本部）



以上

第6号議案

四日市市立河原田小学校 PTA 会則（案）

（第1章 名称および事務局）

第1条 本会は、「四日市市立河原田小学校（以下『小学校』という。）PTA」と称する。

第2条 本会は、事務局を小学校内におく。

（第2章 目的および活動）

第3条 本会は、保護者と教師が協力して家庭と社会における児童の健全な育成と、会員相互の連携および研修を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）家庭と学校の緊密な連絡により、児童の生活を支援する。
- （2）会員相互の連携および研修を図る。
- （3）学習環境の整備・充実に努める。
- （4）学校行事に関する協力を努める。
- （5）その他、本会の目的に必要な活動を行う。

（第3章 会員）

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- （1）正会員は、小学校に在籍する児童の保護者ならびに教職員とする。
- （2）特別会員は、本会の主旨に賛同し、事業に協力する者とする。

（第4章 本部役員・会計監査委員および顧問）

第6条 1 本会に、次の本部役員をおく。

（1）会長1名 （2）副会長3名 （3）会計1名 （4）書記1名

2 1項の本部役員は、毎年総会で選出する。

3 本部役員の任期は原則2年とし、総会で交替する。また、ひとりが同時に2つの役職を兼ねてはならない。

4 任期中に欠員が生じたときには、常任委員会の承認を得て補欠委員を補充する。

5 補欠委員の任期は、前任者の補充にあたる場合はその残任期間とし、補充がない場合は1年とする。

第7条 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

3 書記は、会議の議事ならびに本会の活動状況を記録する。

4 会計は、本会の資産および会計事務を処理する。

5 幹事は、本会の運営全般を補佐する。

第8条 1 本会に、顧問をおく。

2 顧問は、学校長、教頭、担当教員、会計担当教員、前年の会長・副会長、および県・市 PTA 役員とする。

第9条 顧問は、本会の重要事項の諮問に応じる。

第10条 1 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

2 会計監査委員は総会で選出し、任期は1年とする。

(第5章 地区委員)

- 第11条 1 地区委員は、次の地区毎に男女半数を原則として選出する。
(1) 北河 (2) 南河・貝塚 (3) 大治田・川尻・内堀
- 2 各地区は、委員の中から原則として正副代表（以下『地区長』『副地区長』という。）を1名選出する。
- 3 地区委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(第6章 学年委員)

- 第12条 1 学年委員は、学年毎に2名を選出する。ただし、学年毎に補欠を1名選出する。
- 2 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(第7章 専門部)

- 第13条 1 本会の目的を能率的に遂行するため、次の専門部をおく。
(1) 環境整備部 児童の学習環境の整備に関すること
(2) 保健体育部 児童ならびに会員の保健体育に関すること
(3) 広報部 児童ならびに会員活動に関する情報を広報すること
- 2 専門部は、地区委員および学年委員をもって構成する。
- 3 各専門部は、委員の中から正副代表（以下『部長』『副部长』という。）を1名ずつ選出する。

(第8章 総会)

- 第14条 1 総会は、本会の最高決議機関であって、毎年4月に召集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に召集することができる。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
(1) 会則の改廃
(2) 前年度の活動報告および会計決算の承認
(3) 活動計画および予算
(4) 本部役員ならびに会計監査委員の承認
(5) その他必要な事項
- 3 総会は会員の半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(第9章 本部役員会)

- 第15条 本部役員会は、本部役員および顧問をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、会の運営に関するすべての事項について企画・立案し、一体となって本会の目的遂行にあたる。

(第10章 各種委員会)

- 第16条 1 常任委員会は、本部役員・顧問・地区長・副地区長および専門部長・副部长をもって構成し、本会の重要事項を審議する。
- 2 常任委員会は、原則として月1回開催し、必要に応じて会長が召集する。
- 第17条 1 合同委員会は、本部役員・顧問・地区委員・学年委員をもって構成し、本会の重要事項を審議する。
- 2 合同委員会は、原則として年2回開催し、必要に応じて会長が召集する。
- 第18条 1 学年委員会は、本部役員・顧問・学年委員をもって構成し、学年活動に関する事項を審議する。
- 2 学年委員会は、必要に応じて会長が召集する。

- 第 19 条 1 地区委員会は、地区委員をもって構成し、地区 PTA 活動に関する事項を審議する。
2 地区委員会は、必要に応じて地区長が召集する。

(第 11 章 特別委員会)

- 第 20 条 1 特別な事項について審議する委員会(以下『特別委員会』という。)を、必要なときに設置することができる
2 特別委員は、会長が常任委員会の承認を得て委嘱し、その任務が終了したとき解任される。

(第 12 章 会計)

- 第 21 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
第 22 条 本会の活動に関する経費は、会費・寄附金およびその他の収入をもってあてる。
第 23 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行う。
第 24 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 25 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(第 13 章 内規)

- 第 26 条 本会の運営に関する必要な内規は、本会則に違反しない限り、常任委員会の承認を得て定める。

《 付 則 》

本会則は 昭和 44 年 3 月 23 日から施行する。

昭和 51 年 4 月 26 日改正

昭和 54 年 4 月 26 日改正

昭和 55 年 4 月 25 日改正

昭和 56 年 4 月 24 日改正

昭和 57 年 4 月 26 日改正

昭和 58 年 4 月 28 日改正

昭和 63 年 4 月 22 日改正

平成 元年 4 月 24 日改正

平成 2 年 4 月 25 日改正

平成 5 年 4 月 27 日改正

平成 6 年 4 月 27 日改正

平成 7 年 4 月 28 日改正

平成 9 年 4 月 25 日改正

平成 14 年 4 月 26 日改正

平成 16 年 4 月 24 日改正

平成 19 年 4 月 28 日改正

平成 20 年 4 月 26 日改正

平成 22 年 4 月 24 日改正

平成 23 年 4 月 23 日改正

平成 28 年 4 月 23 日改正

平成 29 年 4 月 22 日改正

四日市市立河原田小学校 PTA 会則(内規) (案)

(1章 本部役員および会計監査委員の選出に関する規定)

1 本部役員の選出について

- (1) 次年度の役員の選出は、立候補を優先する。ただし、立候補者が多数の場合はその中での抽選とし、立候補者がいない場合は抽選によって選出する。なお、補欠委員を1名選出する。
- (2) 役員の定数は、会員数の増減を勘案し、常任委員会で決定する。
- (3) 役員の選出事務は、当該年度の学年委員および本部役員があたる。
- (4) 次の各項に該当する者は、本部役員を免除することができる。
 - ① 会員家庭のいずれかが、次年度に本部役員、地区委員および学年委員にあたる者
 - ② 会員家庭のいずれかが、次年度に中学校 PTA の役員にあたる者
 - ③ 会員家庭のいずれかが、本部役員、専門部長および地区長を経験した者
 - ④ 会員家庭のいずれかが、地区委員および学年委員を経験し、2年経過していない者
 - ⑤ 児童の卒業および転居等により、次年度、会則第5条(1)に規定する会員資格を逸する者
 - ⑥ その他、特に必要と認める事由がある者(詳細基準は、別に定める)
- (5) (4) の免除にかかる審査事務は、本部役員があたる。

2 本部役員の役職について

- (1) 1年目書記をした者は、2年目は会長を務める。
- (2) 1年目会計をした者は、2年目は副会長を務める。
- (3) 1年目副会長をした者は、2年目も副会長を務める。

3 本部役員の任期について

- (1) 児童の卒業によって、会則第5条に規定する本会役員の資格を喪失した場合においても、総会まで任期は継続する。

4 会計監査委員の選出について

- (1) 委員は、地区長(南河・貝塚→大治田・川尻・内堀→北河の順)1名および学年委員(5年生の2年目の者)1名を選出する。

(2章 地区委員に関する規定)

1 地区委員の選出について

- (1) 次年度の委員の定数は、常任委員会で決定し、会長が地区長に選出を依頼する。
- (2) 地区委員は、登校班(団)単位から選出することを原則とする。
- (3) 地区委員の選出事務は、当該年度の地区長および副地区長があたる。
- (4) 次の各項に該当する者は、地区委員を免除することができる。
 - ① 会員家庭のいずれかが、次年度に本部役員、地区委員および学年委員にあたる者
 - ② 会員家庭のいずれかが、次年度に中学校 PTA の役員にあたる者
 - ③ 会員家庭のいずれかが、本部役員、専門部長および地区長を経験した者
 - ④ 会員家庭のいずれかが、地区委員および学年委員を経験し、2年経過していない者
 - ⑤ 児童の卒業および転居等により、次年度、会則第5条(1)に規定する会員資格を逸する者
 - ⑥ その他、特に必要と認める事由がある者(詳細基準は、地区毎に別に定める)

2 地区委員の活動について

- (1) 地区委員は担当地区内の課題を明らかにし、学校および PTA 本体と協力して解決に努める
- (2) 登校班等、地区における課題を解決するため、地区委員会を年3回以上および地区懇談会を1回以上開催する。

(3章 学年委員に関する規定)

1 学年委員の選出について

- (1) 次年度の委員の選出は、各学年で抽選によって選出する。なお、補欠委員を1名選出する。
- (2) 委員は、1年生を除く各学年とも、1年に1名ずつ改選する。
- (3) 補欠委員の任期は、前任者の補充にあたる場合はその残任期間とし、補充がない場合は1年とする。
- (4) 2学年以上にわたって選出されたときは、上の学年を優先する。
- (5) 1年生については、入学式当日の学年集会で免除者を除く会員の抽選によって選出する。ただし、立候補を優先する。
- (6) 委員の選出事務は、前年度の学年委員および本部役員があたる。
- (7) 次の各項に該当する者は、学年委員を免除することができる。
 - ① 会員家庭のいずれかが、次年度に本部役員、地区委員にあたる者（補欠者含む）
 - ② 会員家庭のいずれかが、他学年で学年委員である者
 - ③ 会員家庭のいずれかが、次年度に中学校PTAの役員にあたる者
 - ④ 会員家庭のいずれかが、過去に本部役員、専門部長および地区長を経験した者
 - ⑤ 会員家庭のいずれかが、地区委員を経験し、2年経過していない者
 - ⑥ 会員家庭のいずれかが、過去に学級委員・学年委員を経験した者
 - ⑦ 児童の卒業および転居等により、次年度、会則第5条(1)に規定する会員資格を逸する者
 - ⑧ その他、特に必要と認める事由がある者（詳細基準は、別に定める）
- (8) (7)の免除にかかる審査事務は、本部役員があたる。
- (9) 上記(7)によって学年委員該当者がいない場合は、当該児童の経験者を除く上記(7)⑥を加えた中から抽選を行う。

2 学年委員の活動について

- (1) 委員は、所属学年の会員相互の連携を図る。
- (2) 委員は、本部役員と連携して、研修会等を行う。
- (3) 委員は、別に定める規定の通り、いずれかの専門部に所属する。

(4章 専門部に関する規定)

1 専門部の構成について

- (1) 地区委員は、会則第13条第1項のいずれかの部に所属する。
- (2) 地区長は、地区委員選出時にいずれかの部に所属するよう配慮する。
- (3) 1年目の本部役員は、いずれかの部にオブザーバーとして参加する。
- (4) 教員はいずれかの部に参加し、学校側との連絡調整を図る。
- (5) 当年度の副部長は、次年度の部長を務める。

(5章 PTA会費に関する規定)

1 PTA会費は、次の項目により本会計へ納入する。

- (1) PTA会員1人当たりの月額会費は、収支を勘案しながら合同委員会の承認を得て年度毎に決定する。

(6章 慶弔に関する規定)

1 会員について

- (1) 会員が死亡した場合は、その遺族に10,000円の香典と供花1基を添えて贈る。

2 児童について

- (1) 本校児童が死亡した場合は、その会員に10,000円の香典と供花1基を添えて贈る。

(7章 表彰に関する規定)

1 会員が次に該当する場合は、常任委員会で審議し、総会において、感謝状と記念品（5,000円程度）を贈る。

(1) 会員が通算して5年以上、本部役員・地区委員、および学級委員を経験した場合

(2) 会員家族が同時に委員を経験し、合算して5年以上になる場合

(8章 旅費に関する規定)

1 会員が研修および会議等で外出する場合は、参加費の助成および交通費の実費弁償を行う。なお、交通費の試算は、「学校職員の旅費規定」を適用する。

《 付 則 》

1 その他の事項については、その都度常任委員会で協議する。ただし、緊急を要するときは本部役員で処理し、常任委員会で承認を得ることができる。

2 本内規に規定する事項にかかる経費は、PTA会費より支出する。

3 本内規は常任委員会の承認によって改正することができる。

4 本内規は昭和52年1月29日から施行する。

昭和54年 4月25日改正

昭和55年 4月25日改正

昭和56年 4月24日改正

昭和57年 4月26日改正

昭和58年 4月28日改正

昭和60年 4月25日改正

昭和63年 4月16日改正

平成 元年 4月24日改正

平成 2年 4月25日改正

平成 5年 4月27日改正

平成 6年 4月27日改正

平成 7年 4月28日改正

平成 8年 4月26日改正

平成 9年 4月25日改正

平成12年 4月28日改正

平成12年 5月25日改正

平成14年 4月26日改正

平成16年 4月24日改正

平成17年 4月23日改正

平成19年 4月28日改正

平成20年 4月26日改正

平成22年 4月24日改正

平成23年 4月23日改正

平成27年11月13日改正

平成28年 4月23日改正

平成29年 4月22日改正

平成30年 4月21日改正

平成31年 4月20日改正

河原田小学校交通安全父母の会会則（案）

（名称）

第1条 本会は「河原田小学校交通安全父母の会」と称し、PTAの下部組織として環境整備部に置く。

（目的）

第2条 交通事故のない明るい社会をめざし、会員相互の安全意識の高揚を図る。また校区における通学路の安全確保と児童の交通事故防止を図り、将来の立派な交通社会人の育成を目的とする。

（会員）

第3条 本会は河原田小学校PTA会員をもって組織する。

（事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）児童の登下校時における通学路の交通安全指導
- （2）家庭・地域における児童及び家庭の交通安全意識の高揚
- （3）地域の交通安全関係団体との連携
- （4）その他本会の目的達成に必要な事業

（役員）

第5条

- 1 本会には次の役員を置く。
 - （1）会長 1名（環境整備部部长 兼任）
 - （2）副会長 1名（環境整備部副部长 兼任）
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 4 役員任期は1年とする。
- 5 会長は第2条の目的を達成するために必要に応じて参与を置くことができる。
- 6 参与は次の者から選任する。
 - （1）PTA会長
 - （2）PTA副会長
 - （3）学校長
 - （4）教頭

（会計）

第6条 本会の会計は、PTA会計のなかで運用する。

（その他）

第7条 この会則に定めるものの他、本会について必要な事項は会長がPTA総会に諮ってこれを定める。

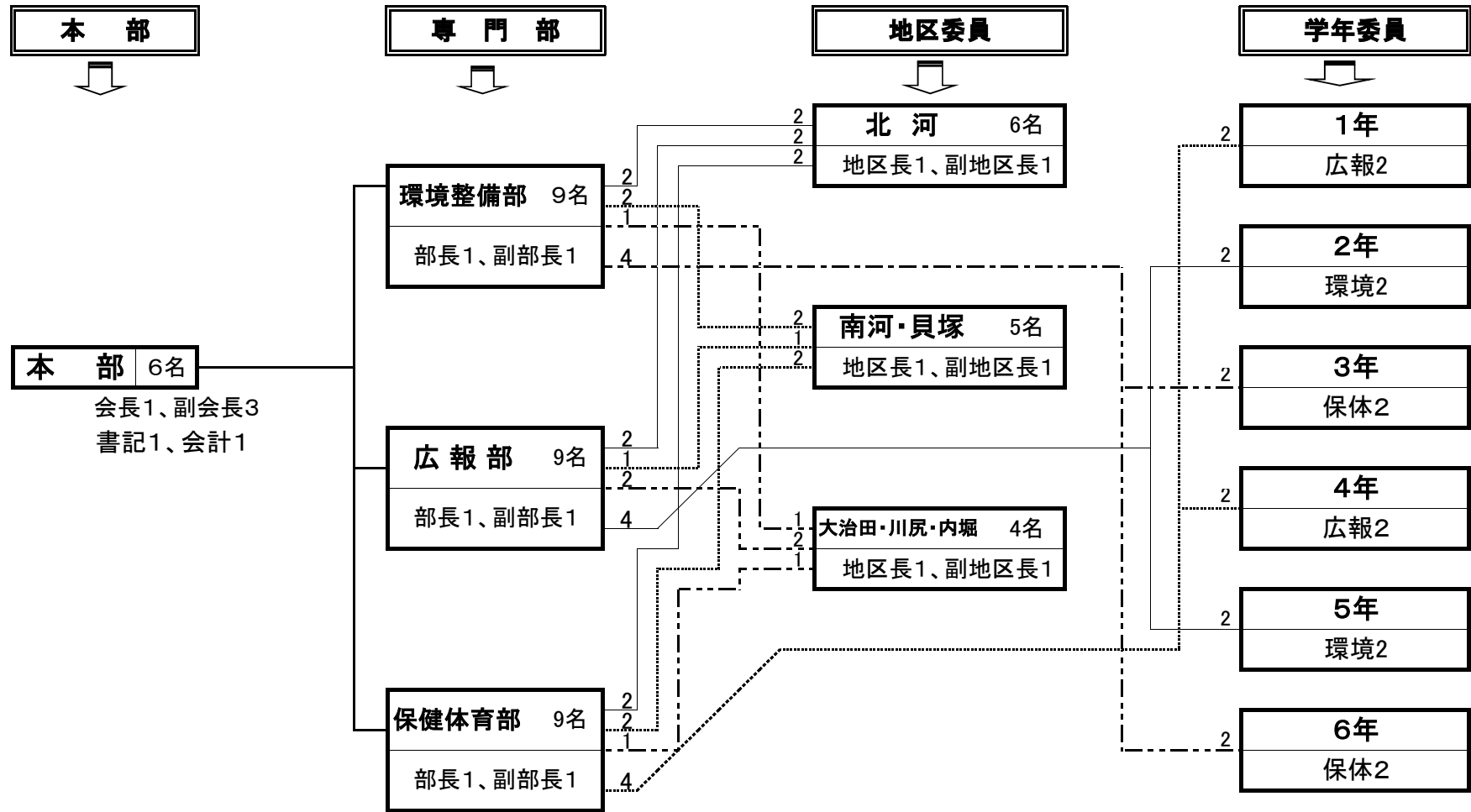
《付則》

この会則は平成3年4月1日から施行する。

平成 9年 4月25日改正

平成20年 4月26日改正

河原田小学校PTA組織図【令和4年度】



【本部役員会】 本部役員、事務局	【常任委員会】 本部役員、専門部正副部長 正副地区長、事務局	【合同委員会】 本部役員、専門部委員 (地区委員、学年委員)、 事務局	【学年委員会】 学年委員、本部役員、 事務局	【地区委員会】 地区委員のみ 【地区懇談会】 地区会員全員
----------------------------	---	---	-------------------------------------	--